

第 36 回目は、基本手当の流れを具体例で確認します。

【具体例】

大学を卒業した A さんが転職を決意して 5 年間務めた B 社を平 29 年 4 月 20 日付けて退職。転職といってもこれから仕事を探すので当面は基本手当(失業保険)と貯金を当てに職探し。A さんが基本手当を受給するまでの流れを説明していきます。

A さんに関する情報

年齢：27 歳
退職理由：自己都合
退職日：平成 29 年 4 月 15 日
入社日：平成 24 年 4 月 1 日
算定基礎期間：5 年と 15 日
会社の給与の締切り：15 日締 25 日払い

3 つのポイントで確認していきます。

- | |
|-----------------|
| ①受給資格の有無 |
| ②いつから基本手当が貰えるのか |
| ③いくら基本手当が貰えるのか |

①A さんの受給資格の有無を確認していきます。

A さんが基本手当を受けるための要件として、

算定対象期間 2 年間に被保険者期間が 12 カ月以上あれば、受給資格を得ることになります。

	算定対象期間	必要な被保険者期間
通常の場合 (A さんの場合) 自己都合	2 年間	12 カ月以上
特定理由離職者 ⇒労働契約の期間満了で更新なし	1 年間	6 カ月以上
特定受給資格者 ⇒倒産、事業所の廃止	1 年間	6 カ月以上

仮に A さんの退職の理由が倒産や事業の廃止による会社都合であれば、

算定対象期間 1 年間の内に被保険者期間が 6 カ月以上あれば、受給資格を得ることになります。(特定受給資格者)

Aさんは、4月15日に退社したので離職日は、4月15日になります。
 (喪失日は、翌日の4月16日になります。)

被保険者期間は、離職の日からさかのぼって被保険者期間を1カ月ごとに区分し、この区分された期間のうちに賃金支払基礎日数が11日以上あるものを被保険者期間の1カ月として計算し受給資格の有無を確認します。

Aさんは、算定対象期間中に、12カ月以上の被保険者期間があるので、基本手当の受給資格を得ることになります。

(下記は離職票のイメージです)

算定対象期間	賃金支払基礎日数	賃金支払対象期間	賃金額
3月16日～離職日	31日	3月16日～離職日	280,000円
2月16日～3月15日	28日	2月16日～3月15日	280,000円
1月16日～3月15日	31日	1月16日～3月15日	280,000円
12月16日～3月15日	31日	12月16日～3月15日	260,000円
11月16日～3月15日	30日	11月16日～3月15日	260,000円
10月16日～3月15日	31日	10月16日～3月15日	260,000円
9月16日～3月15日	30日		
8月16日～3月15日	31日		
7月16日～3月15日	31日		
6月16日～3月15日	30日		
5月16日～3月15日	31日		
4月16日～3月15日	30日		
3月16日～3月15日	31日		

算定対象期間：原則、離職の日以前2年間
 引き続き30日以上賃金の支払いなければ⇒上限4年間

次にAさんは、②いつから基本手当が貰えるのかを確認します。

Aさんの場合は、自己都合によるので、離職理由による給付制限ということで
待期期間満了後 **1カ月以上3カ月以内の間** + **公共職業安定所長の定める期間**

⇒基本手当は不支給（給付制限）

通常は3カ月間給付制限

- 自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇
- 正当な理由がなく自己都合（Aさんの場合）

最後にAさんは、③いくら基本手当が貰えるのか（基本手当の総額…すべて受給したとして）を確認します。

法17条1項（賃金日額）

【条文】

賃金日額は、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6カ月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を**180**で除して得た額とする。

Aさんの場合は

被保険者として計算された最後の6カ月間の賃金の総額 = 1,620,000円

上記を180で除した金額が賃金日額になります。

$$1,620,000 \div 180 = 10,800 \text{円}$$

ただし、賃金日額をそのまま計算式に使うのではなく、基本手当の額が過剰にならないように、年齢に応じて上限額を設置しています。

Aさんの年齢は **27歳**なので、賃金日額の上限、下限の範囲に入っているため、そのまま10,800円が賃金日額になります。（平成29年度試験対応の上限額）

受給資格に係る離職日の年齢	上限額
60歳以上 65歳未満	14,860円
45歳以上 60歳未満	15,550円
30歳以上 45歳未満	14,150円
30歳未満	12,740円

賃金日額をベースにして基本手当の日額を算出すると、Aさんの場合

賃金日額	基本手当日額
2,290円以上 4,580円未満	賃金日額×100分の80
4,580円以上 11,610円以下	賃金日額×100分の80~50
11,610円超	賃金日額×100分の50

Aさんの年齢：27歳

賃金日額：10,800円

算定基礎期間：5年15日（10年未満）

基本手当日額：5,400円（概算 10,800×100分の50）

所定給付日数：90日

支給合計：486,000円（5,400円×90日）

▼所定給付日数（特定受給資格者以外の受給資格者）

算定基礎期間⇒	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

Aさんの場合

以上3つのポイントに基づいて確認しました。

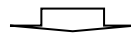
次にAさんが基本手当を貰うための流れを確認します。

●Aさんは、会社から貰った「離職票」を持って、自宅の近くのハローワーク（管轄公共職業安定所）に出頭。

（実務では、「離職票-1」（基本手当の振込先金融機関等を記載する用紙）と「離職票-2」（離職日以前の賃金支払基礎日数や6カ月間の給与、退職事由が記載してある用紙（3枚つづり）



●Aさんは、ハローワークに「離職票」を提出し、同時に**求職の申し込み**を行う。



●ハローワークの職員が、離職票を確認しながら、受給資格の有無の確認と退職事由等の確認を行なう。

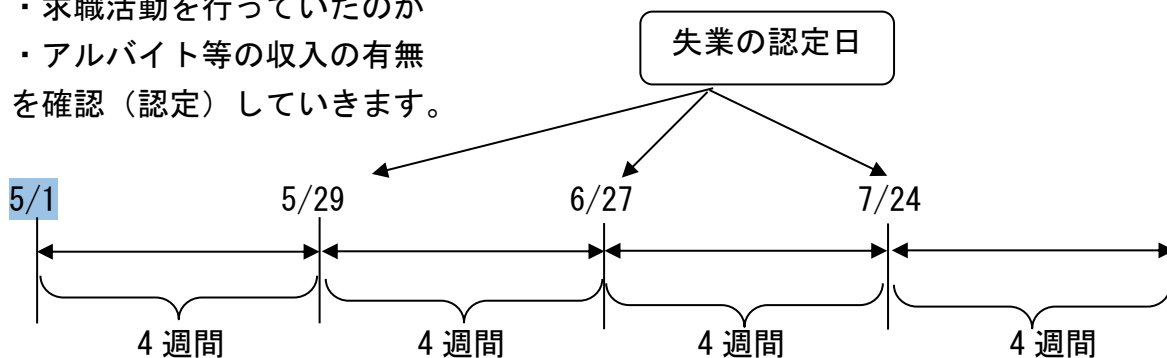
（Aさんの場合は、被保険者期間が12カ月以上あるかどうか等）



●受給資格の確認が取れば晴れてAさんは、「受給資格者」ということになり、次回の失業の認定日を決め「**受給資格者証**」の交付を受ける。

Aさんは4月15日に退職をして、**5月1日**を「**最初の出頭した日**」とした場合、失業の認定日は、5月29日になり（28日後）、直前（5月1日～5月28日）までの4週間（28日）について、

- ・失業中であるのか
 - ・求職活動を行っていたのか
 - ・アルバイト等の収入の有無
- を確認（認定）していきます。



5月29日の失業の認定日に、この間の28日について認定を行います。

失業の認定は

⇒離職後最初に出頭した日から起算して**4週間に1回ずつ直前の28日の各日**について行われます。

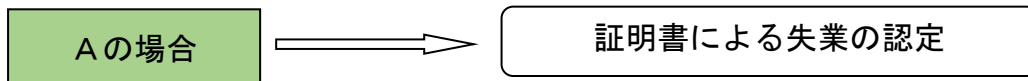
（公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に係る失業に認定⇒**1月に1回、直前の月に属する各日**について行われます。）



●失業の認定日である5月29日に、Aさんはハローワークに出向きます。
 その際、「失業認定申告書」に「受給資格者証」を添えて提出し職業の紹介を求めます。
 合わせて、
 5月1日～5月28日間の求職活動の状況や失業の状態の確認により、失業の認定を受けます。

仮にAさんが失業の認定日（5月29日）に下記の都合により出頭できない場合、内容により2つの対応の方法があります。

■証明書による失業の認定

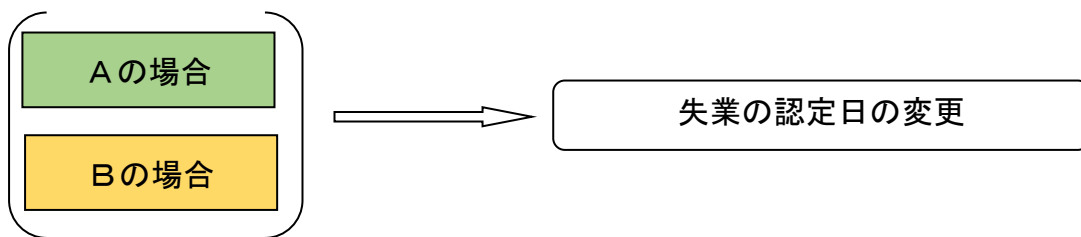


(手続き)

⇒その理由がやんだ後における最初の失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、証明書を提出

⇒Aの場合には、疾病、負傷による医師の診断書や公共職業安定所が認識しているやむを得ない理由なので後からでも失業の認定を受けることは可能です。

■失業の認定日の変更



(手続き)

⇒原則、事前に申出

⇒やむを得ない理由があると認められる場合は、次回の認定日の前日までに申出

(Aの場合)

継続して15日以上の場合⇒傷病手当の支給対象

- ①疾病又は負傷により公共職業安定所に出頭できない場合でその期間が継続して15日未満のとき
- ②公共職業安定所の紹介による面接
- ③公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等
- ④天災その他やむを得ないとき

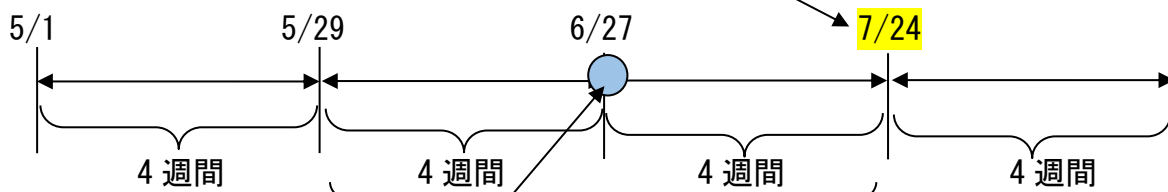
(Bの場合)

- ①就職する場合
- ②公共職業安定所の紹介によらない求人者との面接
- ③国家資格等の資格試験の受験
- ④選挙等の公民権の行使

例えばAの②の具体例です

6月27日に、公共職業安定所の紹介により求人者との面接がある場合

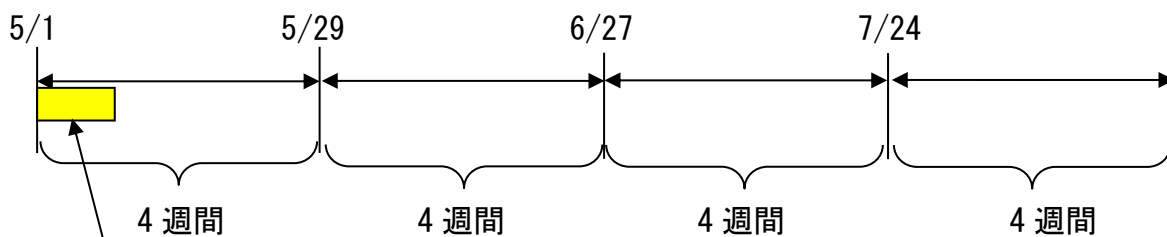
⇒その理由がやんだ後における最初の失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、証明書を提出



6月27日には、面接があるため公共職業安定所に出頭できない。
 ⇒その理由がやんだ後における最初の失業の認定日、つまり
 7月24日に、2回分の失業の認定行うこととなります。

最後に待期期間に関して解説をします。

Aさんが、5月1日に初めて管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをした以後、**通算して7日間**の失業している日が待期期間になります。



- ① 疾病や負傷のため職業に就くことができない日を含む。
- ② この7日間に関しては、基本手当は不支給。
つまり最初の認定日に認定を受ける日数は、最大21日 (28-7)

以上が基本手当の受給の流れになります。

(完)